

## 町会・自治会に関する条例を制定する意義と効果について

2023年10月31日 名和田是彦

### 1. 新宿区の町会・自治会の特徴と可能性

- 他の自治体では、世紀転換期あたりから一年ごとに1%ずつ加入率が低下する傾向が止まらない。これは、いくつかの構造的要因（例えば、世帯規模の縮小、若年層における地域文化の変容、地域でボランティア活動のできる層の縮小など）が作用していると考えられ、容易には克服できそうもない。
- 同様の要因は新宿においても作用しているはずだが、新宿区では、加入率は比較的安定している。
- その中身を見ると、他の自治体では、総世帯数が増えていく（単身世帯や2人世帯が増加している）のに加入世帯数が増えないので加入率が低下するのに対して、新宿の場合は加入世帯は増加している。つまり新しい会員をそれなりに獲得できている。これは大きな活力であり、今のうちに公民連携で手を打つべき時である。

### 2. 条例というもの

- 欧米で条例に当たる言葉として、“regulation”（規制）という単語もあるが、“by-law”（規約、会則）という言葉もある。ドイツではこの「会則」という言葉（“Satzung”）が使われる。つまり、「条例」というのは、地方公共団体という団体（ドイツでは「領域社団」）の会則であり、基本的な理念や姿勢、ルールを定めるものである。
- 国の「法律」は、国民の権利義務に関する規定（国民の権利自由を制約したり、新たに義務を課したりする内容を持つ規定）を含むものであり、こうしたいわゆる「法律事項」のない法律は定める必要がないと言われる。
- 条例の場合も、これに類似して「条例事項」が問題になる場合がある。
- 特に日本の地方自治制度においては、地方自治法が、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」（第14条第3項）と一般的に定めている（これは諸外国と比較すると異例である）ので、ますます条例に対して、法律と同様に強制力のあるルールを求める意識が強くなりがちである。
- これは地方自治体が（したがって住民が）持っている大きな力であることは間違いないが、こうした強制的な条例のみが意味ある条例ではないし有効な条例でもない。

### 3. 地域コミュニティについて理念条例を制定する意味

- 町会・自治会について議会が条例を制定することにより、新宿区民の総意として町会・自治会の大切さを確認しその活性化への決意を共有する意味は大きい。

- 条例に、これからこの委員会で検討するような町会・自治会活性化のための施策を規定することは、行政に対する大きなコントロールとなる。
- 議会は予算を議決する権限を持っているのであり、条例に基づいて企画される事業に関しては、合理的に説明されればそれに要する予算も議会で認められる可能性が大きい。
- 最近のアンケート調査などを見ていると、特に若い人たちの間で、そもそも町会・自治会のあること自体を知らないという回答が一定数ある。こうした人たちに対して、条例でも定められているということは、啓発的な意味がある。
- 町会・自治会は、それ自体だけではなく、例えば多くの自治体で民生委員児童委員の推薦を依頼されるとか、募金を広く集める活動を依頼されるなど、他の地域活動を支える上でも重要な役割を果たしており、地域社会の基盤をなしている。そのため、地域社会の活力を高めようという趣旨の条例を作ろうとすると、町会・自治会をその基礎として規定することになるのである（例えば、宮崎市の「きずな社会づくり条例」）。